

建産協ニュース

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

優良断熱材認証制度実施規定他—改訂のお知らせ

建産協では、優良断熱材認証制度の実施規定、製品認証審査要綱および様式集を3月23日付で改訂しました。

改訂のポイントは2つあり、1つは制度全体のルールを定める実施規定と認証区分ごとの認証ルールを定める製品認証審査要項を、より明確に区別し改善したこと、もう1つは新たに認証区分C（現場発泡ウレタン施工事業者）を追加したことです。

これにより申請者は認証審査で問われるポイントが明確になり事前の申請準備が円滑になるとともに、認証審査もより迅速になると期待しています。

一方、今回の認証区分C（現場発泡ウレタン施工事業者）は工場ではなく建築現場で製造される断熱材を対象としており、現場発泡ウレタン断熱材が業界ではじめて第三者認証されることとなります。

新しい実施規定、製品認証審査要項および様式集は当協会ホームページ「優良断熱材認証制度」サイトに掲載しています。（http://www.kensankyo.org/nintei/dannetsu/dannetsu_top.html）

お問合せ先

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 担当：須田孝彦 (suda@kensankyo.org)

TEL:03(5640)0901 FAX03(5640)0905